

## 資料3

国立大学法人評価委員会  
大学共同利用機関法人分科会  
業務及び財務等審議専門部会  
(第24回) H25.8.6

### 大学共同利用機関法人の役員報酬規程の改正について

#### 1 国家公務員給与の改正を考慮して行われた変更について

- なし

#### 2 その他の改正について

- 非常勤役員の給与にかかる改正。

## 2. その他の改正について

改正内容	法人数	法人名
非常勤役員の給与に係る改正	1	情報・システム研究機構

○国立大学法人法(平成 15 年 7 月 16 日法律第 112 号)による読替後の独立行政法人通則法(抄)  
(役員報酬等)

第五十二条 国立大学法人等の役員に対する報酬及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 国立大学法人等は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該国立大学法人等の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 文部科学大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を国立大学法人評価委員会に通知するものとする。

2 国立大学法人評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、文部科学大臣に対し、意見を申し出ることができる。